

令和7年度 関東地方整備局 I C Tアドバイザー 募集要領

※本要領は、I C Tアドバイザーの追加募集に関する要領となります。

既にI C Tアドバイザーとして認定されている企業等については再度応募する必要はありません。

1. I C Tアドバイザーの趣旨

(1) I C Tアドバイザーの活動内容

I C T施工の支援を必要とする者の依頼により、助言、技術的指導を実施します。

① 「3次元計測関係」

U A V やレーザースキャナー等を含む計測機材を活用した3次元計測に関わる助言、技術的指導。

② 「3次元設計データ作成関係」

3次元設計データ作成に関わる助言、技術的指導。

③ 「I C T 建設機械による施工関係」

I C T 建設機械を用いた施工に関する助言、技術的指導。

④ 「3次元施工管理関係」

U A Vやレーザースキャナー等を含む計測機材を活用した出来形・品質等の管理に関する助言、技術的指導。

⑤ 「総合マネジメント」

施工計画などの総合的な助言、技術的指導。

⑥ I C T施工の研修・講習会

関東地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する研修・講習会等に対する協力。

2. 手続き

I C Tアドバイザーの申請にあたっては、I C Tアドバイザー制度実施要領を確認の上応募して下さい。

【別紙ー1「I C Tアドバイザー手続きフロー」参照】

(1) 募集期間

令和7年6月23日（月）から令和7年8月29日（金）まで。

(2) 募集区分

I C Tアドバイザーは、以下に示すⅠ～Ⅵの分野について助言、技術的指導を行います。（応募は個々の分野、もしくは2分野以上の組み合わせも可とします。）

分野Ⅰ・・・3次元計測関係

分野Ⅱ・・・3次元設計データ作成関係

分野Ⅲ・・・I C T建設機械による施工関係

分野Ⅳ・・・3次元施工管理関係

分野Ⅴ・・・総合マネジメント

分野Ⅵ・・・I C T施工の研修・講習会

(3) 申請資格

I C Tに関する専門知識とI C T施工の技術支援に関する知見を持つ行政機関、法人または団体とし、以下①～④の条件を満たすものとする。

ただし、申請者が行政機関の場合は、④のみを満足するものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 平成29年4月1日～令和7年3月31日までの期間で、工事・業務等における以下に示すいずれかの実績を有すること。

・工事又は業務におけるI C T施工（応募するⅠ～Ⅵの分野）の実績
（元請又は下請）

・I C T施工に関するアドバイスや普及・支援活動などの実績

(4) 申請資料

申請にあたり、以下の①～③の申請資料を提出して下さい。

なお、2（3）④に示す実績については、該当するものを別記様式3-1～3を用いて提出して下さい。

- ① 申請書（別記様式1）

② ICTアドバイザー登録内容（別記様式2）

- ・「ICTアドバイザー登録内容」に記載された内容について、関東地方整備局ホームページ内で公表する内容となります。
- ・支援地域については、ICTアドバイザーとして支援可能な関東地方内の地域を選択して下さい。
- ・企業区分については、該当する区分を選択して下さい。
- ・分野については技術支援が可能な分野を選択して下さい。又複数の分野の技術支援が可能な場合は、技術支援が可能な分野を複数選択して下さい。
- ・支援内容PRには、具体的な支援の内容・得意分野などの技術的内容について記述して下さい。

③ 実績を確認できる資料

（別記様式2）にて選択したⅠ～Ⅵの分野について、選択した分野毎に以下のいずれかの実績を提出してください。（なお、1つの実績で複数分野の実績が確認出来る場合は、1つの実績の提出で構いません。）

○過去の工事・業務等実績（別記様式3－1）

- ・CORINS、TECRIS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認して下さい。
- ・CORINS、TECRISに登録されている内容で実績が証明できる場合には登録番号を記載して下さい。
- ・CORINS、TECRISに登録されている内容で実績が証明できない場合は、選択した分野の実績が確認できる書面（選択した分野の実績が確認できる契約書類又は工事・業務計画書等）の写しを添付して下さい。また書面については該当箇所の抜粋でも構いません。
- ・記入する発注機関名は、当該工事の契約日における名称として下さい。
- ・工事、業務概要について元請または下請けのどちらかを選択して下さい。
- ・分野は実績として上げた工事、業務に対して該当する分野を選択して下さい。
- ・実施内容は、選択した分野について実施した内容を具体的に記述して下さい。
- ・コメント欄は、実績を証明するにあたり補足事項があれば記載して下さい。

○ICT施工に関する支援活動実績（別記様式3－2）

- ・CORINS、TECRISに登録されている内容で実績が証明できる場合には登録番号を記載して下さい。
- ・CORINS、TECRISに登録されている内容で実績が証明できない場合は、選択した分野の実績が確認できる書面（選択した分野の実績が確認できる契約書類又は工事・業務計画書等）の写しを添付して下さい。また書面については該当箇所の抜粋でも構いません。

- ・分野は、実績として上げた支援活動実績に対して該当する分野を選択して下さい。
- ・実施内容は、選択した分野について実施した内容を具体的に記述して下さい。
- ・コメント欄は、補足事項があれば記載して下さい。
- ・実施状況については、支援活動写真を添付して下さい。

○過去の I C T 施工に関する講習会等の実績（別記様式 3－3）

- ・分野は実績として記載した講習会等に対して該当する分野を選択して下さい。
 - ・講習内容は、選択した分野について実施した内容を具体的に記述して下さい。
- また、講習会等の実施状況写真を添付して下さい。
- ・コメント欄は、補足事項があれば記載して下さい。

（５）申請資料の提出

申請者は、申請資料をメール又は郵送（書留に限る）にて以下、４．事務局まで提出してください。

（６）I C T アドバイザーの認定

関東地方整備局インフラDX推進本部 I C T 施工技術活用推進部会長は、審査の結果、I C T 施工の技術支援に知見があると認められた者を、I C T アドバイザーとして認定し、認定書を交付します。

（７）I C T アドバイザー認定の結果通知

応募者に対し、以下、４．事務局からメールにより認定結果の通知を行います。

３．募集についての質問

本要領に関する質問は、以下、４．事務局までお問い合わせ下さい。

４．事務局

「関東地方整備局インフラDX推進本部 I C T 施工技術活用推進部会」事務局

〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

関東地方整備局 企画部 施工企画課

電 話 ： 048－601－3151

メールアドレス： ktr-ict-sekou@gxb.mlit.go.jp

別紙ー1 「ICTアドバイザー申請手続きフロー」

